

議案第9号

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和6年 2 月 13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部
を改正する条例

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46
年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第79条第2号を削り、同条第3号中「第6条の2の2第5項」を「第6条
の2の2第4項」に、「第88条第3号」を「第88条第2号」に改め、同号
を同条第2号とし、同条第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の
2第5項」に、「第88条第4号」を「第88条第3号」に改め、同号を同条
第3号とし、同条第5号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6
項」に、「第88条第5号」を「第88条第4号」に改め、同号を同条第4号
とし、同条第6号中「第88条第7号」を「第88条第6号」に、「第88条
第6号」を「第88条第5号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号か
ら第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第84条第1号中「第4号」を「第3号」に改め、同条第3号中「第79条

第9号」を「第79条第8号」に改め、同条第4号中「第79条第10号」を「第79条第9号」に改め、同条第5号中「第79条第12号及び第13号」を「第79条第11号及び第12号」に改める。

第88条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第95条第1号中「第4号」を「第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。